

innoventier 弁護士 伊藤 伸彦 Power for the Business 企業法務相談室



〈第58回〉

弁護士 神田 雄

慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2006年に弁護士登録、エアサハラ法律特許事務所勤務。2009年から2010年に特許庁工業所有権制度改正審議室にて法制専門官として勤務。2011年に南カリフォルニア大学ロースクール修了(LL.M.)及びロサンゼルス法律事務所にて研修。2020年弁護士法人イノベンティアに入所。企業をクライアントとし、知的財産法務、契約法務、国際取引法務、労働法務、IT関連法務などに携わる。

DXと法務・知財の役割について

タとデジタル技術を活用して製品、サービス、ビジネスモデルの変革とともに、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立することを指します。法務部門や知財部門の関与形態は、従来の業務と根本的に異なるというわけではありませんが、データとデジタル技術の活用が前提となることを踏まえた対応が必要です。

DXが注目された経緯

DX(デジタルトランスフォーメーション)は、経済産業省がその施策において主唱してきた概念です。経済産業省は平成三〇年以来、DXレポート、DXレポート2、DXレポート2.1などDXに関する文書を公表し、DXの推進を促してきました。

DXの定義

経済産業省が平成三〇年に公表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン(DX推進ガイドライン)」(以下「ガイドライン」)では、DXは次のように定義されており、経済産業省の他の資料でもこの定義が踏襲されています。

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに

に、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること

この定義のポイントは、データとデジタル技術を活用すること、製品やサービス、ビジネスモデルの変革であること、さらに業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土をも変革することの三点であると思われます。

DXの二つの切り口

DXで目指すものは、自社製品・サービス・ビジネスモデル、業務そのものや組織、プロセス、企業文化・風土の変革です。経済産業省の定義からすればこれがDXの本丸です。その態様としては例えば、自社製品とSaaSやWebアプリ、モバイルアプリと組み合わせることや、自社製品自体をサービス化することがあります。

他方、実務的に企業がまず取り組みやすいのは、社内業務の効率化、生産性の向上をデータやデジタル技術を活用して行うことです。ここでいう社内業務は様々ですが、例えば財務・会計、人事労務、顧客管理、生産・販売管理などがありますし、法務や知財の業務もここに含まれるでしょう。その手段としては例えば、市販されているSaaSの活用することがあります。

この二つの切り口に対応して、攻めのDX

今回のご相談

最近、DXという言葉をよく目にします。DXとはどういう意味で、何をすることですか？ 企業の法務や知財は、DX推進にどのような役割を果たしますか？

(回答)

DXとはデジタルトランスフォーメーションの略です。経済産業省の定義によれば、デ

と守りのDXという用語が使われることがあります。攻めのDXと守りのDXという用語には行政庁が提唱する定義等はないのですが、おおむね、製品・サービス・ビジネスモデルの変革や価値向上を攻めのDXと呼び、社内の業務効率化や省力化を守りのDXとか社内DXなどと呼ぶようです。

そのほかにデジタル化とDXという概念を区別することもあります。この場合、おおむね、前記の守りのDXに対応するものをデジタル化と呼び、前記の攻めのDXに対応するものをDXと呼んでいるようです。

筆者としては、データとデジタル技術によって製品・サービス・ビジネスモデルの変革や顧客価値の向上を目指すべきとの考え方に異論はありませんが、社内業務の効率化や生産性向上も重要な課題であり、ファーストステップとしてこれら社内のDXに注力することも推奨されてよいと考えています。

もっとも、以下の説明は、自社製品・サービス・ビジネスモデルの変革を目指す方向性のDXに、より当てはまるものとしてお読みいただければと思います。

データとデジタル技術の活用手段としてのシステム・ソフトウェア

DXはデータとデジタル技術の活用が前提ですので、システムやソフトウェアの利用が必須です。そのための手段として、基本的には、①自社製品・サービスに合わせたシステムやソフトウェアを開発すること、②他社が提供している既存のソフトウェアやSaaS、システムを利用することがあります。①の開発をする場合は、外部事業者へ開発を委託すること、自社のエンジニアによって内製することのいずれかの方法を取

ることになり、この両者を併用することもしばしばみられます。

DX推進における法務部門の役割

DXの推進過程には、立案段階、開発段階、事業化・実施段階があります。

立案段階での法務の役割は、事業における法的リスクを洗い出し、リスクを回避するための契約上の対処やビジネススキームの構築を行うことです。この意味で、早い段階での法務部門の関与が望ましいと思われま

す。開発段階での法務の役割は、種々の契約書の作成やレビューを通じて、契約上のリスクを適切に把握し管理することになるでしょう。例えば、開発委託契約、ソフトウェアライセンス契約、SaaS利用規約などがその対象となります。

さらに事業化段階でも、種々の契約や文書の作成やレビューを行うことが法務の役割となるでしょう。例えば、ユーザ向けの利用規約やサービス利用規約、エンドユーザライセンス契約、プライバシーポリシーなどがその対象となります。

DXはデータとデジタル技術の活用が前提であるため、その推進過程で登場する契約や規約等もIT関連の契約が主となります。このため、非IT企業の法務部門であっても、DX推進に関与するにはIT関連の契約に対する知見を得る必要があります。知見が十分と考えられる場合は、外部の専門家の支援を受けることも一案です。

また、関連法制の理解も必要です。関連法制として意識しておくべき法律は広範であり、例えば、著作権法やデジタルプラットフォーム取引透明化法、個人・消費者向けの事業であれば個人情報保護法や消費者関連法

などがあります。これに加えて、分野ごとの規制法にも目配りしなければなりません。例えば、ドローンに関する航空法上の規制、自動運転に関する道路交通法・道路運送車両法上の規制などがありますが、これ以外にも当然分野に応じて多数あり、何が問題になるかは事業分野によって異なります。

DX推進における知財部門の役割

DX推進における知財部門の役割は、まずは、自社の知的財産の戦略的な権利化・活用です。DXの対象となるのはデータとデジタル技術を活用した自社製品・サービスについて、発明発掘や、出願するか否かの判断を行います。

社内における知的財産権の取扱いに関して、職務発明規程の整備と運用を行うのも知財部門です。

他社との協業や外部委託における知的財産権の取扱いについては、契約書審査一般は法務部門が主担当である場合も、知的財産権関連部分については知財部門が関与することもあって良いでしょう。具体的には、共同開発契約や開発委託契約において、発生した知的財産権の帰属や出願・登録に関する取決め、プロダクトが第三者の知的財産権を侵害しないことの保証などの規定について、知財部門の関与が想定されます。もっとも、契約書の一部分だけを見ても効果的な検討ができないことがありえますので、その場合は法務部門や外部の専門家との連携によって契約上のリスク低減を考えるとよいでしょう。

そのほか、DXのビジネススキームが第三者の知的財産権を侵害していないことの確認、いわゆるクリアランス調査も必要となります。この意味で、知財部門も早い段階での関与が望ましいといえます。